

# 『火災保険』 掛け方ガイド . . . . vol.10 関連知識編

前回は地震保険の概要の一部をQ&A方式で掲載いたしました。地震への備えとしてもう一点お伝えしなければならない事がありました。皆様の大事な財産であります住宅に收容されています家財の備えについてです。万一地震に遭遇した場合建物の地震保険では当然ですが家財については補償されません。そこで今回は家財の地震保険についてまとめてみました。

## POINT !

地震保険だけではご契約できません。保険の対象となる家財にまずは火災保険をセットしなければなりません。

家財とは . . . 皆様が所有している家電製品、タンス等家具類、衣類、食器類、布団類など住居に收容されている物です。

保険金額は . . . 上記收容品を新たに購入するのに必要な金額を積算し、お見積いただきます。もう一つ、世帯主様の年齢、住宅の専有床面積から簡易的に保険金額を算出する方法もあります。

地震保険は . . . この様に設定した家財の火災保険金額の30%~50%の範囲で（1000万円限度）地震保険金額を決めていただくこととなります。


## 地震保険でお支払する場合

地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出によって大切な家財が損害を受けた場合にお支払します。


### お支払事例



地震の揺れによって、台所の食器戸棚が倒れ、食器陶器類やレンジが破損するなどの被害を受け、損害の程度が「半損」と認定された。



地震による津波によって、屋内にあったテレビやパソコン等の家具類のほとんどが流失し、損害の程度が「全壊」と認定された。



地震で火災が発生し、煙やすすが原因でふとんや衣類がほとんど使えない状態となり、損害の程度が「全壊」と認定された。

### お支払する保険金

損害の程度		お支払する保険金
全壊	損害額が家財全体の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100% (時価が限度)
半損	損害額が家財全体の時価の30%以上80%未満	地震保険のご契約額の50% (時価の50%が限度)
一部損	損害額が家財全体の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約額の5% (時価の5%が限度)

予期せぬ自然災害から皆様の日常生活を守るために地震保険についても家財の補償が大切かつ必要な備えだと考えます。